

広島県告示第四百九十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、平成三十年五月二十一日救急医療機関として認定した。

平成三十年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	認 定 日	効力を有する期限	備考
医療法人社団慶寿会千代田中央病院	山県郡北広島町有田一九二	平成三〇年五月二一日	平成三三年五月二〇日	更新
医療法人社団もみの木会大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄二一四七番一号	平成三〇年五月二一日	平成三三年五月二〇日	更新